

2021年7月21日

各 位

会 社 名 ピクセルカンパニーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 吉田 弘明
 (コード番号: 2743 JASDAQ)
 問合せ先 取締役 平出 晋一郎
 (TEL. 03-6731-3410)

第三者割当により発行される第12回新株予約権（行使価額修正条項付）の募集に関する

お知らせ

当社は、2021年7月21日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当により発行される第12回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）の募集を行うことを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

<本新株予約権の募集の概要>

(1)割当日	2021年8月6日
(2)新株予約権の総数	129,680個
(3)発行価額	総額17,895,840円（新株予約権1個当たり138円）
(4)当該発行による潜在株式数	12,968,000株
(5)資金調達の額	1,197,983,840円 (内訳) 新株予約権発行分 17,895,840円 新株予約権行使分 1,180,088,000円 上記資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記資金調達の額は減少します。
(6)行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額：91円 上限行使価額はありません。 下限行使価額：51円 行使価額は2021年8月6日以降、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の属する週の前週の最終取引日（以下「修正日」といいます。）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、

	その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、上記通知がなされた日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日に係る修正後の価額が51円(以下「下限行使価額」といいます。)を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいいます。別段の記載がなされる場合を除き、以下同じです。
(7)募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 株式会社 TK コーポレーション 129,680 個
(8)その他	<p>① 取得条項 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当初行使価額の150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日(以下、「取得日」という。)の20取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金138円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p> <p>② 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。</p> <p>③ その他 前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p>

(注) 末尾に本新株予約権の発行要項を添付しております。

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社グループは、太陽光発電施設やリゾート用地の開発・販売等を行う「ディベロップメント事業」、金融機関向けシステム開発・IT業務の技術支援サービス及びブロックチェーン技術等の先端技術を用いたシステムの開発・受託事業を行う「システムイノベーション事業」、カジノゲーミングマシンの開発・製造・販売、ゲーミングアプリケーションの企画・開発・販売及びe-sportsに関連するコンサルティングを行う「エンターテインメント事業」をコア事業とし、それぞれの事業における周辺事業の需要の増加に伴い事業領域の拡大を図り、グループ全体の企業価値向上に向け、各事業における収益性の安定化を進めております。

当社は、2020年7月30日付「第三者割当により発行される新株式及び第11回新株予約権の募集に関するお知らせ」にて公表した通り、グループ運転資金、エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金、ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部及びリゾート用地の仕入資金の一部へ充当することを目的に第三者割増資(以下、「前回増資」といいます。)を実施いたしました。第11回新株予約権には「当社は、新株予約権者に対して、いつでも本新株予約権の行使を指図することができ、この場合、新株予約権者は、当該指図から10取引日以内に、当該指図に係る本新株予約権を行使しなければならない。」という行使指示に関

する条項が設けられておりました。しかしながら、2020年11月中旬、12月下旬及び2021年1月中旬に当社による行使指示を行い、それぞれ2020年11月及び2021年1月に第11回新株予約権の一部（計9,320個）が行使されたものの、新型コロナウイルスの感染症拡大等に伴う当社業績の悪化や株価の低迷から、行使について協議を進めていたものの、行使が進まない状況（詳細については、後述「10.最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 ③第三者割当による新株式及び第11回新株予約権」をご参照ください。）でありました。しかしながら、当社グループとしては、前回増資における資金使途に記載したとおり、ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部については、資金需要があり、いち早く資金調達を行う必要があります。また、当社は、2020年11月16日付で開示いたしました「長崎IRへの参入方針決定に関するお知らせ」および2021年3月19日付で開示いたしました「（開示事項の経過）長崎IRへの参入における長崎県特定複合観光施設設置運営事業の事業者公募第1次審査結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社が参画するコンソーシアムは、長崎県が実施する特定複合観光施設設置運営事業の事業者公募へ応募し、長崎県、九州ならびに日本の魅力を世界に発信できる長崎IRの開業を目指し活動してまいりましたが、同公募における第一次審査を通過することが出来ませんでした。当社といたしましては、他のIRコンソーシアムへの参加は行っていない状況ではありますが、引き続き観光立国、地方振興を目的とする日本IR関連の事業へ積極的に関与していく方針であり、現在他のコンソーシアムへの参画等について検討しており、前回増資時に対し充当する金額は減少するものの、エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資資金についても早期に資金調達しておく必要があります。

一方、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受けて当社は、2020年12月期において、連結売上高2,352百万円（前期比6.5%減）、連結営業損失299百万円（前年同期は営業利益46百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失942百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益49百万円）となり、2021年12月期第1四半期においては、連結売上高484百万円（前年同期比63.4%減）、連結営業損失142百万円（前年同期は連結営業利益11百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失602百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益7百万円）となりました。

そのような状況のもと、前連結会計年度において連結営業損失299百万円を計上し、第1四半期連結会計期間においても連結営業損失142百万円を計上したことや、太陽光発電所に係る仕入資金、リゾート用地に係る仕入資金等に充当したこと等により2021年6月30日現在における当社グループの現金及び預金残高が71百万円になっており手元資金のみでは運転資金、太陽光発電所に係る仕入資金、IRコンソーシアムへの投資資金等資金が賅えないことから、最適なタイミングで順次資金を投下できるように当社の手元資金を強化することを目的として、後述3「調達する資金の額、使途及び支出予定時期」(2)「調達する資金の具体的な使途」に記載の当社グループにおける事業拡大を行うための運転資金及び投資資金の資金調達を検討するに至りました。

これらの資金は、当社グループの企業価値向上、収益性の安定化ならびに、将来の収益獲得に向けた先行投資であり、当社グループの運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、機動的な投資を行うことができるようにするためには、早い段階での新たな資金調達が必要であると考えております。当社はこれらの資金の調達方法として、エクイティ・ファイナンス、ローン（社債、リース、ノンリコース等）を想定しておりますが、ローンについては、一定の時間がかかることから、エクイティ・ファイナンスでの資金調達を検討して参りました。そのような状況の中、前回増資時に割当予定先であった株式会社TTLリゾート（以下、「TTL社」といいます。）の借入先であり、経営コンサルティング業や日本国内での第三者割当増資に引受け実績のある株式会社TKコーポレーション（以下、「TK社」といいます。）との間で直接金融による資金調達を検討し、当社グループに必要な資金を調達するために、資金調達の確実性を考慮した新株式の発行による資金調達が交渉してまいりました。

割当予定先であるTK社との交渉において、当社の業績や希薄化の規模を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しいものの、新株予約権を併用した方法若しくは全て新株予約権で引き受けたいとの要望があり、また、当社としても当社グループの資金ニーズの規模が12億円であることや資

金の支出時期が段階的になることを勘案した結果、一度に大幅な希薄化が生じることを回避できるメリットがあることから、新株予約権を割り当てる方法で本資金調達を実施することといたしました。

(2) 資金調達の方法として本新株予約権を選定した理由

公募による新株発行については、現在の当社の財務状況や時価総額の大きさ等を考えると、引受証券会社を見つけることは困難であり、第三者割当による方法が現実的であるとの考えにいたりました。そして、第三者割当による資金調達において、新株式の発行は、株式価値の希薄化を一時的に引き起こし、既存株主の利益を損なう恐れはありますが、確実に資金を調達できるメリットがあることから、割当予定先であるTK社と新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。しかし、割当予定先であるTK社との交渉において、TK社から当社の業績や希薄化の規模を勘案すると新株で引き受けることは難しく、新株予約権で引き受けたいとの要望がありました。当社としても当社グループの資金ニーズの規模が12億円であり、いち早く資金調達を行う必要があるものの、当社の業績や希薄化の規模や、資金使途が当社グループの事業拡大における運転資金及び設備投資資金であり、支出時期が段階的になることを勘案した結果、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあることから、TK社と協議し新株予約権を割り当てる方法により資金調達の方法を選択いたしました。

したがって、当社としましては、TK社に本新株予約権を割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断いたしました。

(3) 本新株予約権の特徴

(本新株予約権のメリット)

本新株予約権の内容は、新株予約権の対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先は、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

① 対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権発行要項に示される12,968,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権発行要項に従って調整されることがあります。

② 取得条項

本新株予約権には、東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して本新株予約権の当初行使価額の150%以上であった場合、一定の手続を経て、当社は本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。かかる取得条項により当社は、事業戦略の進捗次第で将来的に資金調達ニーズが後退した場合、又はより有利な他の資金調達手法が確保された場合には、その判断により取得条項に従い本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を発行価額相当額で取得することができ、本新株予約権の発行後も資本政策の柔軟性を確保することができます。

③ 譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当ての方法により発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当先から第三者へは譲渡されません。

④ 資金調達の蓋然性の向上

本新株予約権は行使価額の修正を行うことで、株価上昇時には資金調達金額の増加、株価下落

時には調達金額が減少する可能性はあるものの、資金調達の蓋然性を高めることができ、柔軟な資金調達が可能となります。

(本新株予約権のデメリット)

① 既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、12,968,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることとなります。

② 株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

株価が長期的に行使価額の下限を下回る場合などでは、本新株予約権の行使はされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。また、株価が当初行使価額を下回る状況では資金調達額が当初想定額を下回る可能性があります。

③ 割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先は株式に対する保有方針は短期保有目的であること、また当該割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、当該割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

以上の点がデメリットであるものの、割当予定先は本新株予約権の行使により付与された株式を市場動向を勘案しながら売却する方針であり、市場への影響を常に留意すると伺っておりますので、デメリットとして挙げた前述の③はある程度緩和されるものと考えております。取得請求権が行使された場合及び下限行使価額を下回る場合には権利行使がなされず、デメリットがあるものの、当社株価が行使価額の下限を上回っている状況下においては権利行使が促進され、当社が必要とする事業資金及び運転資金の確保が可能となることから、行使価額修正条項付の新株予約権での発行を決定いたしました。

(他の資金調達方法との比較)

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

① 金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたこと。

② エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては適切ではないと判断したこと。また、当社は、時期を逸しないよう早急、確実かつ機動的に資金を確保する必要があること。したがって、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資及び株主割当増資は必ずしも機動的とは言えず、今回の資金調達の方法として適さないこと。

③ いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、割当先となる既存株主の参加率が不透明であり、当社が必要とする資金調達を実現できない可能性があることから、今回の資金調達方法として適切ではないと判断したこと。

これらの検討を踏まえ、第三者割当による資金調達において、新株式の発行は、株式価値の希薄化を一時的に引き起こし、既存株主の利益を損なう恐れはありますが、確実に資金を調達できるメリットがあることから、割当予定先との新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。しかし、割当予定先との交渉において、当社の業績及び希薄化の規模を勘案すると新株で引き受けることは難しく、新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても当社の資金ニーズの規模が約12億円となることから、新株予約権の割り当てを実施することで、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットを鑑み、割当予定先と協議し新株予約権での資金調達の方法を選択いたしました。

したがって、当社としましては、割当予定先に本新株予約権で割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断いたしました。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1, 197, 983, 840円
(内訳)	
(ア) 第12回新株予約権の発行	17, 895, 840円
(イ) 第12回新株予約権の行使	1, 180, 088, 000円
① 発行諸費用の概算額	10, 275, 000円
② 差引手取概算額	1, 187, 708, 840円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額17, 895, 840円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額1, 180, 088, 000円を合算した金額です。なお、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額については、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算定しております。
2. 発行諸費用の概算額には、登記費用約5, 000, 000円、有価証券届出書作成費用約1, 000, 000円、割当予定先調査費用約300, 000円、新株予約権の算定費用（東京フィナンシャル・アドバイザーズ、東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元）2, 475, 000円及び、弁護士費用約1, 500, 000円が含まれております。なお、発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
3. 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。または、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

(i) 前回の資金調達における資金使途

当社は、2020年7月30日において当社取締役会で決議し、2020年8月19日付で新株式及び第11回新株予約権証券を発行し、当初総額2, 750百万円の調達を予定しておりましたが、実際に調達されたのは、総額546百万円となっております。

当社は、調達した資金をそれぞれの資金使途に充当している認識でございましたが、資金調達当初より充当する予定であったグループ運転資金の範囲の認識を誤り、運転資金の範囲内としてディベロッ

プメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部への充当を行っておりました。しかしながら、当該仕入資金は、別枠にて資金使途として定めた、「ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部」の資金使途の範囲内で充当されるべき資金であり、その認識の誤りから調達した資金の本来の資金使途への充当以外の流用が発生しており、当初の資金充当予定先へ適切に充当なされていなかったことから資金使途の変更に至っております。

当初、本新株式の発行により調達した資金のうち200百万円をグループ運転資金へ充当する予定であり、当該項目への資金充当が行われている認識でございましたが、2020年9月末時点で93百万円がディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部へ流用されておりました。

2020年12月末時点では、本新株式発行により調達した資金のうち、110百万円をエンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金へ充当する予定でありましたが、前述のとおり、グループ運転資金がディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金へ流用されていたことから、グループ運転資金が不足し、エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金より8百万円がグループ運転資金へ流用されております。また、エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金として充当した資金のうち50百万円はディベロップメント事業におけるリゾート用地に係る仕入資金の一部であったことが判明し、加えて、エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金よりディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部に3百万円が流用されております。

2021年3月末時点では、本新株予約権の行使により調達した資金のうち984百万円をディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部へ充当する予定であり、当該事業へ充当している認識でありましたが、6百万円がグループ運転資金へ流用されておりました。

なお、詳細につきましては本日付で別途公表する「資金使途の変更に関するお知らせ」をご参照ください。

新株式発行による資金充当状況（2021年7月20日現在）

手取金の使途	具体的な内訳	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	充当予定時期
グループ運転資金	人件費、家賃等の経費	200	114	2020年8月～ 2020年12月
IRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金	IR経費等	110	48	2020年8月～ 2021年1月
太陽光発電所に係る仕入資金の一部	仕入資金の一部	47	143	2020年8月～ 2020年12月
リゾート用地に係る仕入資金の一部	仕入資金の一部	—	50	2020年12月

第11回新株予約権発行による資金充当状況（2021年7月20日現在）

手取金の使途	具体的な内訳	充当予定額 (百万円)	充当額 (百万円)	充当予定時期
グループ運転資金	人件費、家賃等の経費	—	6	2021年1月
IRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金	IR経費等	890	28	2020年8月～ 2021年2月

太陽光発電所に係る仕入資金の一部	仕入資金の一部	984	51	2020年8月～ 2021年1月
リゾート用地に係る仕入資金の一部	仕入資金（開発資金） 一部	500	102	2020年11月～ 2021年2月

なお、前回の資金調達における主目的であったエンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金については、上記のとおり充当し、2020年11月16日付で開示いたしました「長崎IRへの参入方針決定に関するお知らせ」および2021年3月19日付で開示いたしました「（開示事項の経過）長崎IRへの参入における長崎県特定複合観光施設設置運営事業の事業者公募第1次審査結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社が参画するコンソーシアムは、長崎県が実施する特定複合観光施設設置運営事業の事業者公募へ応募し、長崎県、九州ならびに日本の魅力を世界に発信できる長崎IRの開業を目指し活動してまいりましたが、同公募における第一次審査を通過することが出来ませんでした。

また、ディベロップメント事業におけるリゾート用地に係る仕入資金の一部については、前回資金調達前に支出していた362百万円と前回資金調達にて調達した当該仕入資金（開発資金）を当該プロジェクトに充当いたしました。現在、宮古島市における未使用農地の農用地域の除外にかかる要望書を提出している状況であり、当該要望書に係る審査が継続されている状況であったことから、500百万円のうち102百万円のみをの充当となっております。一方で、2021年5月17日付で開示いたしました「特別損失の計上に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当該リゾートプロジェクトに関して、協業先数社との間で当該用地の取得に関する基本合意書を個別に締結しておりましたが、同協業先の1社との間で当該プロジェクト以外において相互間で不調和が生じたことを発端とし、協業先1社との間で当該合意に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示され、取引継続に不確実性が生じたことから、同協業先1社に対して当該用地の取得資金の一部として支払っていた455百万円を貸倒引当金として計上し、当該プロジェクトに係る諸経費9百万円をその他特別損失として計上しております。なお、協業先の1社に対しては、当該合意の解除による支払済みの取得資金の返還を求める法的措置をおこなっていくとともに、他の協業先との間で、当該プロジェクトにおける今後の取引に関して協議をおこなっております。また、当初、前回の資金調達時の新株式により調達した資金のうち110百万円をエンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金へ充当する予定でありましたが、資金需要の優先度からディベロップメント事業におけるリゾート用地の仕入資金の一部（500百万円）へ充当いたしております。当該資金は充当予定であったエンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムの投資及び組成準備資金については、ディベロップメント事業における資金需要を優先させたことから新株予約権の行使により調達した資金の一部（500百万円）より充当される予定でありました。しかしながら、新株予約権の行使が進まず、充当に至っておりません。なお、調達資金の充当時点では、ディベロップメント事業における資金の支出に流用していたことから変更に至っております。

(ii) 今回の資金調達における資金使途

<本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額	支出予定時期
① グループ運転資金	200百万円	2021年8月～2022年1月
② グループ運転資金（借入金返済）	100百万円	2021年9月～2021年12月
③ディベロップメント事業		
太陽光発電所に係る仕入資金の一部	837百万円	2021年8月～2023年7月
④ エンターテインメント事業		
IRコンソーシアムへの投資準備資金	50百万円	2021年8月～2023年8月

- (注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。
2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

当社グループは、各事業活動を通して「IR」が共通のキーワードとなり、今後の事業成長においても「IR」をキーワードとする事業に取り組む（エンターテインメント事業はもちろんのこと、システムイノベーション事業においては、金融機関向けシステム開発・受託のノウハウを有しており、カジノシステム、セキュリティシステム開発・受託に取り組んでまいります。また、ディベロップメント事業においても、IR施設の周辺では、リゾート開発、都市再開発が進むことや、ラスベガスのIR施設においては、再生可能エネルギーで半数以上の使用電力が賄われている等、「IR」を中心とした事業に取り組んで参ります。）ことが当社グループの企業価値向上、収益性の安定化につながるものと想定されることから、「IR」をキーワードとした事業に積極的に取り組んでいくことといたしました。

しかしながら、当社は、2020年11月16日付で開示いたしました「長崎IRへの参入方針決定に関するお知らせ」および2021年3月19日付で開示いたしました「（開示事項の経過）長崎IRへの参入における長崎県特定複合観光施設設置運営事業の事業者公募第1次審査結果に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社が参画するコンソーシアムは、長崎県が実施する特定複合観光施設設置運営事業の事業者公募へ応募し、長崎県、九州ならびに日本の魅力を世界に発信できる長崎IRの開業を目指し活動してまいりましたが、同公募における第一次審査を通過することが出来ませんでした。当社といたしましては、引き続き観光立国、地方振興を目的とする日本IR関連の事業へ積極的に関与していく方針であり、現在他のコンソーシアムへの参画等について検討を進めております。

一方で、現時点においては、他のIRコンソーシアムへの参画等について検討を進めている状況であり、コロナ渦における収益の獲得として太陽光発電所の販売が当社グループ収益源となっていること等踏まえ、需要の高い太陽光発電所に係る仕入資金に本新株予約権により調達する資金の大部分を充当するものとなります。

当社は、上記記載のとおり、「IR」をキーワードとした事業に積極的に取り組んでいく方針であり、本新株予約権により調達する資金は優先順位（※）として①グループ運転資金、②グループ運転資金（借入金返済）、③太陽光発電所に係る仕入資金の一部、④IRコンソーシアムへの投資準備資金に充当することを計画しております。なお、新株予約権により調達する資金については、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があり、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、調達額が減少いたします。その場合、上記のとおりその他の資金調達手段の検討または資金の使途又は金額を変更する予定です。

※優先順位を①グループ運転資金、②グループ運転資金（借入金返済）、③太陽光発電所に係る仕入資金の一部、④IRコンソーシアムへの投資準備資金としている背景は、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響から事業収益によるすべての運転資金の捻出が難しい状況であることから、グループ運転資金の優先順位を1位としております。しかしながら、優先順位を設けてはいるものの、太陽光発電所に係る仕入資金の一部やIRコンソーシアムへの投資準備資

金についても、必要資金であり、進捗等により支出が必要となることから、適宜それぞれの項目に対して支出していくことを予定しております。

《本新株予約権の発行及び行使により調達する資金》

①グループ運転資金

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大に伴い、エンターテインメント事業におけるゲーミングマシンの販売において、渡航制限やカジノ施設の休業等から営業活動が停止しており、営業活動の再開、カジノ施設の再稼働には一定程度かかるものと想定しております。また、システムイノベーション事業においても、受注先における出社制限やテレワーク導入等からインハウス型の受託案件に影響が出ており、回復には一定程度かかるものと想定しております。前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響を受けて当社は、2020年12月期において、連結売上高2,352百万円（前期比6.5%減）、連結営業損失299百万円（前年同期は営業利益46百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失942百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益49百万円）となり、2021年12月期第1四半期においては連結売上高484百万円（前年同期比63.4%減）、連結営業損失142百万円（前年同期は連結営業利益11百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失602百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益7百万円）となりました。このような状況のもと、2021年6月末現在における現金及び預金残高が71百万円であり、事業収益によるすべての運転資金の捻出が難しく、現在の手許資金残高のみでは運転資金を支払うための資金が今後不足していく状況であることから、今回実施する資金調達において調達した資金のうち200百万円をグループ運転資金（人件費、家賃等）の一部に充当することを計画（支出予定時期：2021年8月から2022年1月）しております。なお、2022年2月以降の運転資金については、当社グループ事業から得た収益をもって運転資金を賄うことを予定しております。

また、2021年7月12日付および7月15日付で当社ホームページにて公表しております、当社子会社であるピクセルソリューションズ株式会社（システムイノベーション事業）におけるクラウドサービス事業向けのエンジニアの採用強化および育成（アマゾンウェブサービス、セールスフォース）に関しましては、今後当社グループとして当該事業の強化を図る予定であります。現時点においては当該事業収支内での成長目指す方針であり、本資金調達における充当の予定はございません。

②グループ運転資金（借入金返済）

当社は、本件資金調達の実施が当初計画に対し長期化したため、グループ運転資金の確保を目的とし、2021年6月18日付でRAKER合同会社（本社：東京都港区虎ノ門4-3-1、代表者：宮内亜矢子）より100百万円の資金調達を行いました。調達した資金は人件費、家賃、仕入資金等の支払に充ちいたしました。

RAKER合同会社の代表社員である宮内亜矢子氏は、2018年10月にシステムイノベーション事業におけるブロックチェーンシステムの開発受託事業拡大を目的として基本合意を締結した、BLUE BELT株式会社・BLUE BELT JAPAN株式会社の取締役を兼務されており、従前より当社事業へのご協力を頂いていた経緯から今回のグループ運転資金の借入においてもご協力頂けたものとなります。今回実施する資金調達において調達した資金のうち100百万円は、当該借入金の返済に充当することを計画（支出予定時期：2021年9月から2021年12月）しております。

③ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部

当社グループは、ピクセルエステート株式会社（本社：東京都港区六本木六丁目7番6号、代表者：代表取締役吉田 弘明、以下「PXE社」といいます。）において太陽光発電施設等の開発・施工・買取・販売等を行っております。

今回実施する資金調達において調達した資金のうち837百万円は、当社からPXE社に貸付を行い、PXE社においては販売用の太陽光発電施設に係る開発・施工・買取等の仕入資金及び借入にて仕入

を行っている案件に対する利息の支払い並びに借入金の返済等に充当することを計画（支出予定時期：2021年8月から2023年7月）しております。

太陽光発電所などの再生可能エネルギーを利用した発電施設については、固定買取価格の見直しによる買取価格は下がってきておりますが、新型コロナウイルスの感染拡大等パンデミック発生時においても安定した収益の獲得が見込まれることから、今後も継続した需要が見込まれるものと想定しております。当社グループとしては、当該事業が当社グループの主力事業であり、資金の回転効率の高い販売用の太陽光発電施設の仕入資金の一部に充当することを予定しております。なお、本件資金調達には新株予約権による調達となり、段階的なものとなります。仕入案件については、随時検討を行っている状況であり、行使のタイミングによっては、借入等含め資金調達を検討し適宜案件の仕入れを行っていくことを計画しております。当該事業を含むセグメント全体の業績は2020年12月期売上高1,684百万円、セグメント利益118百万円となり、2021年12月期第1四半期においては売上高253百万円、セグメント損失1百万円となっております。

④エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資

当社グループは、これまで、当社子会社であるピクセルゲームズ株式会社（本社：東京都港区六本木六丁目7番6号、代表者：代表取締役 吉田 弘明、以下、「PXG」といいます。）にて、カジノ向けゲーミングマシンの開発・製造・販売、ゲーミングアプリケーションの企画・開発・販売を行ってまいりました。

当社グループの事業背景から、日本国内において法整備が進む日本版IRへの参入を検討してまいりました。このような状況のもと、当社グループは、日本のIRコンソーシアム組成の初期段階から関係していくことが今後の国内IR事業及びコンソーシアム内における当社グループの地位の確立等につながるものと考え、日本のIRに進出を検討する企業とともにコンソーシアムの組成に係る調査、企画等に取り組んでまいりました。

当社は、2020年11月16日付で開示いたしました「長崎IRへの参入方針決定に関するお知らせ」および2021年3月19日付で開示いたしました「（開示事項の経過）長崎IRへの参入における長崎県特定複合観光施設設置運営事業の事業者公募第1次審査結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社が参画するコンソーシアムは、長崎県が実施する特定複合観光施設設置運営事業の事業者公募へ応募し、長崎県、九州ならびに日本の魅力を世界に発信できる長崎IRの開業を目指し活動してまいりましたが、同公募における第一次審査を通過することが出来ませんでした。しかしながら、当社といたしましては、引き続き観光立国、地方振興を目的とする日本IR関連の事業へ積極的に関与していく方針であり、現在他のコンソーシアムへの参画等について検討を進めていることから、今回実施する資金調達において調達した資金のうち50百万円は、参画等を検討するための調査費用（人件費を含む）等、当社が今後参画等を検討するIRコンソーシアムへの投資準備資金に充当することを計画（支出予定時期：2021年8月から2023年8月）しております。

なお、本新株予約権の割当により、2020年7月30日付で開示いたしました株式会社TTLリゾートとの資本業務提携が解消され同社との契約上の協力関係は解消されますが、これまでに発展させてきた良好な関係は維持して参ります。また、Steelman Partners LLP社および2NT8 Limited社との業務委託については、今後当社が参画等を検討するIRコンソーシアムにおいて必要となることが想定されることから継続を予定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回の本新株予約権の発行により調達する資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当していくことで、当社の安定収益の確保及び企業価値向上とともに、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものであり、合理的であると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠とその具体的内容

① 本新株予約権

新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢 元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価（2021年7月20日の終値）、当社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート-0.130%）、ボラティリティ（51.90%）、クレジット・コスト（20.11%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2021年8月6日から2023年8月5日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を138円（1株当たり1.38円）と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価額を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理的な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先と協議した結果、本新株予約権1個の払込金額を金138円（1株当たり1.38円）といたしました。また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2021年7月20日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値である101円から9.90%ディスカウントした91円とし、権利行使日の属する週の前週の最終取引日の当社普通株式の終値の90%に相当する金額（1円未満切上げ）に修正されます。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したのによります。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前取引日までの1か月間の終値平均である104.86円から3.68%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である107.20円から5.78%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である123.35円から18.12%のディスカウントとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役3名（うち2名は社外監査役）全員から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権に係る潜在株式数は、12,968,000株となり、2021年6月30日現在の発行済株式総数28,791,600株（議決権数287,859個）に対して、合計45.04%（議決権比率45.05%）の希薄化が生じます。

また、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数12,968,000株に対して、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、196,108株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の1.51%であります。本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数12,968,000株を行使期間である2年間（245日/年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は26,465株となり、上記1日あたりの平均出来高の13.50%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本資金調達及ぼす株価への影響は限定的なものになると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社といたしましては、上記に記載のとおり、今回の資金調達を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」に記載する用途に充当することにより当社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには必要不可欠であり、当社及び当社グループの企業価値の向上が進むことにより既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 商号	株式会社 TK コーポレーション		
② 本店所在地	東京都港区元赤坂1-2-7 赤坂Kタワー4階		
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 木内 孝胤		
④ 事業内容	経営コンサルティング業		
⑤ 資本金の額	100万円		
⑥ 設立年月日	2013年8月30日		
⑦ 発行株式総数	20株		
⑧ 事業年度の末日	6月		
⑨ 従業員数	2名		
⑩ 主要取引先	主要取引先はありません。		
⑪ 主要取引銀行	三井住友銀行		
⑫ 大株主及び持ち株比率	木内 孝胤 100%		
⑬ 当社との関係等	資本関係	該当事項はありません。	
	人的関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。	
最近3年間の経営成績及び財政状態（円）			
決算期	2018年6月期	2019年6月期	2020年6月期
純資産（千円）	△3,108	△1,655	20,235
総資産（千円）	4,543	7,970	399,583

1株当たり純資産	△155,414	△82,787	1,011,779
売上高(千円)	15,614	22,296	36,382
営業利益(千円)	180	1,516	△17,049
当期純利益(千円)	171	1,452	15,508
1株当たり当期純利益	8,572.60	72,626.95	775,409.65
1株当たり配当金	-	-	-

割当予定先並びに割当予定先の役員、出資者の関係者並びに関係会社及び割当予定先の借入先である木内昭胤氏(以下、「割当予定先等」と総称します。)が反社会的勢力との関係を有しているか否か、並びに割当予定先等が違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関であるリスクプロ株式会社(東京都港区芝大門二丁目2番11号、代表取締役 小板橋 仁)に調査を依頼いたしました。その結果、いずれの割当予定先等についても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項も確認されなかったとの回答を得ております。なお、割当予定先の所在地がレンタルオフィスであったことから当該オフィスの賃貸借契約の提出を受け確認する等、割当予定先は反社会的勢力等との関係がないことが確認できており、当社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当社グループの太陽光発電所案件の仕入資金、リゾート用地の仕入資金、IRコンソーシアムへの投資資金等として2020年7月30日に第三者割当増資を実施いたしました。新型コロナウイルス感染症拡大等の影響等により、当社株価が下落し行使価額を下回る株価で推移しております。一方当社としても上記[新規発行による手取金の使途](2)[手取金の使途]に記載する手取資金の使途については必要な資金であり、当社の代表取締役である吉田弘明が本第三者割当の割当予定先である株式会社TKコーポレーション(以下「TK社」といいます。)の代表取締役である木内孝胤氏に対し、当社の資金調達について2021年3月中旬に相談を行いました。TK社については2020年1月頃にGFA株式会社(東京都港区南青山二丁目2番15号 代表取締役:片田朋希)の代表取締役片田朋希氏からのご紹介により交流が開始し、2020年7月30日に実施いたしました第三者割当増資の割当先であるTTL社の借入先として当社代表取締役である吉田がTTL社に紹介した経緯がありました。また、TK社は国内での第三者割当増資の引き受け実績もあったことから、当社の資金調達について検討いただきました。しかしながら、当社が2020年7月30日にTTL社に対し実施した第三者割当増資において発行した第11回新株予約権については、未行使の新株予約権129,680個が未行使であり、本新株予約権の行使期間中に潜在株式が増加することとなることから、残存する新株予約権の当社による取得(取得価格:1個当たり222円(発行時の発行価格と同額))並びに取得した新株予約権の消却を前提として本新株予約権を引き受ける旨のご提案を頂き、本新株予約権による資金調達とすることといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権自体の保有方針については、行使するまでは、転売等の予定はありませんが、譲渡する場合には、当社取締役会での承認が必要となり、取締役会承認前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、本新株予約権の保有方針、本新株予約権に係る行使制限等の権利・義務についても譲受人が引き継ぐことを条件に検討・判断いたします。

本新株予約権の行使により取得する当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨、口

頭で確認しております。

なお、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 434 条第 1 項及び同施行規則第 436 条乃至第 5 項の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10% を超える部分に係る転換又は行使（「制限超過行使」）を制限するよう措置を講じます。具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと等について、新株予約権総数引受契約で合意します。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、割当予定先であるTK社から、TK社の預金通帳の写し及び同社代表取締役木内孝胤氏の実父木内昭胤氏から当社に対する2019年1月1日付「コミットメントライン設定契約書」（金額：2億円、コミットメント期限：2025年12月31日、コミットメントフィー：年0.1%、担保：無し）の写し、及び当該契約書についてのコミットメント額2億円が残存していることを確認する旨の2021年6月30日付「確認書」の写しを取得しており、併せて、木内昭胤氏の2021年5月10日時点の所有不動産の登記簿謄本を入手し、本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を貸付できる十分な現預金を有していることを確認しております。なお、当該借入契約には本新株予約権（行使により取得した株式を含む）に対する担保設定等に関する条項はございません。新株予約権の権利行使資金につきましては、上記借入契約のみでは、行使金額に満たないものの、本新株予約権の権利行使は、本新株予約権の権利行使により取得した当社普通株式を売却した資金で行う予定であることを口頭にて確認しており、本新株予約権の発行における払込みについては、問題ないと判断いたしました。

7. 第三者割当後の大株主及び持株比率

募集前（2021年6月30日現在）		募集後	
株式会社ユニテックス	6.84%	株式会社 TK コーポレーション	31.05%
吉田 弘明	5.97%	株式会社ユニテックス	4.72%
片桐 浩治	1.68%	吉田 弘明	4.11%
山口 秀紀	1.59%	片桐 浩治	1.16%
鈴木 仙一	1.42%	山口 秀紀	1.10%
佐藤 光	1.35%	鈴木 仙一	0.98%
松田 康広	1.35%	佐藤 光	0.93%
株式会社 OK INVESTMENTS JAPAN	1.35%	松田 康広	0.93%
伊藤 秀幸	1.29%	株式会社 OK INVESTMENTS JAPAN	0.93%
株式会社 SBI 証券	1.04%	伊藤 秀幸	0.89%

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2021年6月30日時点の株主名簿及び2021年7月20日までに当社が確認した大量保有報告書に基づき算定しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権がすべて行使された場合に交付される12,968,000株を加算した総議決権数417,539個に対する割合です。
3. 上記「6 割当予定先の状況 (3) 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先である株式会社 TK コーポレーションは、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された

株式については、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当後の総議決権に対する所有議決権数の割合は、上表から変動する可能性があります。

8. 今後の見通し

第三者割当による本新株予約権の発行並びに本新株予約権の行使は、当社の業績向上及び企業価値向上に寄与するものと考えておりますが、2021年12月期通期業績への影響については、現在精査中であります。なお、将来の業績に変更が生じる場合には、適宜開示を行う予定であり、2021年12月期通期業績予想については、適正かつ合理的な数値の算定が可能になりました段階で開示させていただきます。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

当社が本第三者割当により発行する本新株予約権に係る潜在株式数は、12,968,000株となり、2021年6月30日現在の発行済株式総数28,791,600株（議決権数287,859個）に対して、合計45.04%（議決権比率45.05%）の希薄化となり、希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は②当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行とは異なり、直ちに株式の希薄化をもたらすものではないこと、また現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である宍田拓也弁護士（シンダ法律事務所）、伊藤義文氏（当社社外取締役）、櫻井紀昌氏（当社社外監査役）、藤田博司氏（当社社外監査役）の4名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2021年7月20日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

（本第三者委員会の意見の概要）

1 資金調達の必要性

(1) 本第三者割当の目的

本第三者割当により調達した資金は、優先順位として、①グループ運転資金、②グループ運転資金（借入金返済）、③太陽光発電所に係る仕入資金の一部、④IR コンソーシアムへの投資に充当することを計画しているとのことである。

① グループ運転資金について

貴社は、2020年7月30日付「第三者割当により発行される新株式及び第11回新株予約権の募集に関するお知らせ」にて公表した通り、グループ運転資金、エンターテインメント事業におけるIR コンソーシアムへの投資及び組成準備資金、ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部及びリゾート用地の仕入資金の一部へ充当することを目的に第三者割増資（以下「前回増資」といいう。）を実施した。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大等に伴う貴社業績の悪化や株価の低迷もあり、行使が進まない状況にあった。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大等の影響を受けて、貴社は、2020年12月期におい

て、連結売上高 2,352 百万円（前期比 6.5%減）、連結営業損失 299 百万円（前年同期は営業利益 46 百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失 942 百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益 49 百万円）となり、2021 年 12 月期第 1 四半期においては連結売上高 484 百万円（前年同期比 63.4%減）、連結営業損失 142 百万円（前年同期は連結営業利益 11 百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失 602 百万円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純利益 7 百万円）となった。

2021 年 6 月末現在における現金及び預金残高は 71 百万円となっており、上記の状況に鑑みると、事業収益によるすべての運転資金の捻出が難しく、現在の手許資金残高のみでは運転資金を支払うための資金が今後不足していく状況であるという貴社の説明には合理性が認められる。

そうとすれば、貴社においては資金調達の必要性が認められ、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、事業収益によるすべての運転資金の捻出が難しく、現在の手許資金残高のみでは運転資金を支払うための資金が今後不足していく状況であるといえることから、今回実施する資金調達において調達した資金のうち 200 百万円をグループ運転資金の一部に充当することを計画（支出予定時期：2021 年 8 月から 2022 年 1 月）しているという貴社の説明は合理的なものであると認められる。

したがって、このような状況の下では貴社の事業収益によって全ての運転資金を捻出することは難しいものと考えられ、貴社において、運転資金の確保のために資金を確保する高度の必要性が認められる。

② グループ運転資金（借入金返済）について

上記①で述べた事情を踏まえると、貴社の現在の手許資金残高及び事業収益によって借入金を返済することができなくなるおそれも想定される。

そのため、今回実施する資金調達において調達した資金のうち 100 百万円を、借入金の返済に充当することを計画（支出予定時期：2021 年 9 月から 2021 年 12 月）しているという貴社の説明は合理的なものであると認められる。

③ ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部について

貴社グループは、ピクセルエステート株式会社（以下「PXE 社」という。）において、太陽光発電施設等の開発・施工・買取・販売等を行っている。

太陽光発電所などの再生可能エネルギーを利用した発電施設について、固定買取価格の見直しによる買取価格は下がってきているものの、新型コロナウイルスの感染拡大等パンデミック発生時においても安定した収益の獲得が見込まれることから、今後も継続した需要が見込まれるものと想定しているという貴社の説明に照らしても合理性のある内容と考えられる。

貴社グループとしては、今回実施する資金調達において調達した資金の一部を、資金の回転効率の高い販売用の太陽光発電施設の仕入資金の一部に充当することを予定しているとのことである。具体的には、今回実施する資金調達において調達した資金のうち 837 百万円は、貴社から PXE 社に貸付を行い、PXE 社において販売用の太陽光発電施設に係る開発・施工・買取等の仕入資金及び借入れにて仕入れを行っている案件に対する利息の支払い並びに借入金の返済等に充当することを計画（支出予定時期：2021 年 8 月から 2023 年 7 月）しているとのことである。

上記①で述べたような貴社グループの置かれた状況に鑑みると、貴社において資金の回転効率の高い販売用の太陽光発電施設の仕入資金を調達する必要性が認められ、今回実施する資金調達において調達した資金のうち 837 百万円をこれに充当することは合理性が認められる。

④ エンターテインメント事業における IR コンソーシアムへの投資について

貴社は、2020 年 11 月 16 日付で開示した「長崎 IR への参入方針決定に関するお知らせ」及び 2021 年 3 月 19 日付で開示した「（開示事項の経過）長崎 IR への参入における長崎県特定複合観光施設設置運営事業の事業者公募第 1 次審査結果に関するお知らせ」のとおり、貴社が参画する IR コンソーシアムは、長崎県が実施する特定複合観光施設設置運営事業の事業者公募

へ応募し、長崎県、九州並びに日本の魅力を世界に発信できる長崎 IR の開業を目指し活動してきたが、同公募における第一次審査を通過することが出来なかった。

もっとも、貴社グループはこれまで、貴社子会社であるピクセルゲームズ株式会社（本社：東京都港区六本木六丁目7番6号、代表者：代表取締役 吉田弘明、以下「PXG 社」という。）にて、カジノ向けゲーミングマシンの開発・製造・販売、ゲーミングアプリケーションの企画・開発・販売を行ってきており、観光立国、地方振興を目的とする日本 IR 関連の事業に親和性の高い事業を行ってきた。

そうとすると、貴社において、引き続き観光立国、地方振興を目的とする日本 IR 関連の事業へ積極的に関与していく方針であり、現在他のコンソーシアムへの参画等について検討を進めていることは合理性が認められるし、今回実施する資金調達において調達した資金のうち 50 百万円を、参画等を検討するための調査費用（人件費を含む）等、貴社が今後参画等を検討する IR コンソーシアムへの投資に充当することを計画（支出予定時期：2021 年 8 月から 2023 年 8 月）しているという点に格別不合理な点は認められない。

(2) 小括

以上のような点を踏まえ、当委員会として慎重に検討した結果、本第三者割当は、貴社グループの運転資金や財務基盤の健全性を維持し、かつ、機動的な投資を行うことができるようにするために、早い段階での資金調達を可能とするものであり、また、調達予定の金額規模やその使途及び支出時期の予定に関する貴社の説明に照らしても合理性のある内容と考えられ、本第三者割当による資金調達は、貴社によって必要であると認められる。

2 本第三者割当の相当性

(1) 他の手法との比較

前述の資金の必要性からすると、銀行借入による調達も考えられる。

しかし、金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の貴社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたとのことである。貴社は、2020 年 12 月期において、連結売上高 2,352 百万円（前期比 6.5%減）、連結営業損失 299 百万円（前年同期は営業利益 46 百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失 942 百万円（前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益 49 百万円）となったことなど、貴社の置かれた状況に鑑みると、上記貴社の説明に不合理な点は見当たらない。

エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、貴社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから、今回の資金調達方法としては適切ではないと考えられる。

次に、いわゆるライツ・オファリングには、貴社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オファリングと、貴社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オファリングがあるが、コミットメント型ライツ・オファリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性がある。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングは、割当先となる既存株主の参加率が不透明であり、貴社が必要とする資金調達を実現できない可能性があることから、今回の資金調達方法として適切ではないと思料される。

また、新株予約権の行使価額及び対象株式数を固定せず、株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債での資金調達も考えられるが、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きく、相当とは考えられない。

貴社においては、今般の資金調達において、確実に資金を調達できる新株式の発行による方法で交渉を重ねてきたが、割当予定先との交渉において、貴社の業績及び希薄化の規模を勘案すると新株で引き受けることは難しく、新株予約権で引き受けたいとの要望があったこと、貴社としても、資金ニーズの規模が約 12 億円となることから、新株予約権の割当てを実施することで、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットに鑑み、割当予定先と協議し、新株予約権での資金調達の方法を選択したという貴社の説明に不合理な点は見受けられない。

(2) 増資金額の妥当性（資金使途の合理性）

今回の本第三者割当により調達する資金は、優先順位として、①グループ運転資金、②グループ運転資金（借入金返済）、③太陽光発電所に係る仕入資金の一部、④IR コンソーシアムへの投資に充当することを計画しているとのことである。

これらは、貴社の安定収益の確保及び企業価値向上とともに、財務基盤の安定に資するものと見込んでいるということ、よって当該資金使途は、企業価値の向上を実現するものであり、売上げ及び利益を向上させるとともに、貴社の安定した業績の拡大に寄与するものであるという貴社の説明に格別不合理な点は見受けられない。

(3) 割当予定先の相当性

貴社において、割当予定先である TK 社、並びに割当予定先等が反社会的勢力との関係の有しているか否か、並びに割当予定先等が違法行為に関与しているか否かについて、第三者の信用調査機関であるリスクプロ株式会社（東京都港区芝大門二丁目 2 番 11 号、代表取締役 小坂橋 仁）に調査を依頼している。同社の報告書によれば、いずれの割当予定先等についても、いわゆる反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、また、重要な懸念点、問題事項も確認されなかったとされている。

なお、割当予定先の所在地がレンタルオフィスであったことから当該オフィスの賃貸借契約の提出を受け確認する等、割当予定先は反社会的勢力等との関係がないことが確認できており、貴社は、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しているとのことである。

次に、本新株予約権の行使により取得する貴社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資である旨とのことであるが、貴社と割当予定先は、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の 10%を超える部分に係る転換又は行使（「制限超過行使」）を制限するための措置、具体的には、①割当予定先が制限超過行使を行わないこと、②割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、貴社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、③貴社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと等について、新株予約権総数引受契約で合意するとのことであり、このような方法に拠ることに特段不合理な点は見当たらない。

以上の理由から、TK 社は割当先として相当であると認められる。

(4) 発行条件の相当性

ア 本第三者割当の方法について

本第三者割当は、新株予約権の第三者割当によるものであるが、資金使途が貴社グループの事業拡大における運転資金及び設備投資資金であり、支出時期が段階的になることや、一度の大幅な希薄化が生じることを回避できることを踏まえると、この方法は相当であるといえる。

イ 本新株予約権の発行価額、行使価額について

本新株予約権の発行における発行価額については、貴社は、発行価額の決定に際して、公正を期すために、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定し

た第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目 11 番 28 号、代表者：代表取締役 能勢元）に依頼し、評価報告書を受領している。それによると、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに貴社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、貴社の株価（2021年7月20日の終値）、貴社株式の市場流動性、配当率（0%）、割引率（リスクフリーレート-0.130%）、ボラティリティ（51.90%）、クレジット・コスト（20.11%）及び1日当たりの売却可能株式数（直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり平均売買出来高（10%））等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間（2021年8月6日から2023年8月5日まで）その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を138円（1株当たり1.38円）と算定した。

当該算定は、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、貴社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられる。

また、本新株予約権の行使価額については、当初行使価格については、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2021年7月20日）の株式会社東京証券取引所 JASDAQ 市場における貴社普通株式の普通取引の終値である101円から9.90%ディスカウントした91円とし、権利行使日の属する週の前週の最終取引日の貴社普通株式の終値の90%に相当する金額（1円未満切上げ。ただし、下限行使価額51円）に修正されることとなっている。

このような行使価額の設定については、貴社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、貴社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを踏まえれば、不合理な点は見当たらない。

以上から、本新株予約権の発行価額及び行使価額は発行条件として相当であると認められる。

(5) 払込みの確実性

貴社は、割当予定先の払込みに要する財産の存在に関し、割当予定先であるTK社から、TK社の預金通帳の写し（2021年6月3日時点のもの）、同社代表取締役木内孝胤氏の実父木内昭胤氏から同社に対する2019年1月1日付「コミットメントライン設定契約書」（金額：2億円、コミットメント期限：2025年12月31日、コミットメントフィー：年0.1%、担保：無し）の写し、及び前記コミットメントライン設定契約書についてコミットメント額2億円が残存していることを確認する旨の2021年6月30日付「確認書」の写しを取得しており、併せて、木内昭胤氏の2021年5月10日時点の所有不動産の登記簿謄本を入手している。

これらによれば、本新株予約権の発行における払込みに必要な現預金が確保されていることが確認できるほか、上記コミットメントライン設定契約には、本新株予約権（行使により取得した株式を含む）に対する担保設定等に関する条項は見受けられない。

なお、新株予約権の権利行使資金につきましては、上記コミットメントライン設定契約のみでは、行使金額に満たないものの、上記のとおり割当予定先の保有方針が純投資であることなどに鑑みれば、本新株予約権の権利行使は、本新株予約権の権利行使により取得した貴社普通株式を売却した資金で行う予定であるという割当予定先の方針に不合理な点は見受けられない。

したがって、割当予定先であるTK社の払込みに要する資金については、資金調達の確実性があり、本第三者割当における払込みについては問題ないものと思料される。

(6) 既存株主への影響

本新株予約権に係る潜在株式数は、12,968,000株となり、2021年6月30日現在の発行済株式総数28,791,600株（議決権数287,859個）に対して、合計45.04%（議決権比率45.05%）の希薄化が生じる場所、株式が希薄化すること自体は既存株主の保有する株式の価値を低下させる面があることは否定できない。

しかしながら、本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数12,968,000株に対して、貴社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、196,108株であり、1日あたり平均出来高は最大交付株式数の1.51%である。本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数12,968,000株を行使期間である2年間（245日/年間営業日数で計算）で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は26,465株となり、上記1日あたりの平均出来高の13.50%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、貴社の株価に影響を与えるおそれがあるが、貴社において、割当予定先に対して、貴社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しているとのことである。そうとすれば、本第三者割当が及ぼす株価への影響は限定的なものになるものと思料される。また、割当予定先の保有方針は純投資であることから、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、貴社株式の流動性向上に資することが期待されるものといえる。

貴社において今回の資金調達によって、貴社グループが今後、収益を確保し、かつ、安定的に成長し、もって企業価値の向上が進むことによって既存株主の利益にも寄与することが期待されることを考慮すれば、今回の第三者割当による新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有していると思料される。

(7) 小括

以上のような点を踏まえ、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当という資金調達手段は合理性が認められ、また、本第三者割当の発行価額その他の発行条件は、資金調達の必要性を満たすために合理的と認められる範囲に留まるものであると考えられ、相当であると認められる。

3 結語

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当による資金調達は、必要性、相当性いずれも認められる。

以上のとおり、本第三者委員会からは、本第三者割当につき必要性及び相当性が認められるとの意見が得られております。

また、本日開催の当社取締役会においても、本第三者委員会の意見を参考に十分に討議・検討した結果、既存株主への影響を勘案しましても、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 過去3年間の業績

決算期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
売上高（千円）	2,351,875	2,516,393	2,352,287
営業利益（千円）	△1,096,348	46,143	△299,545
経常利益（千円）	△1,148,154	31,637	△313,549
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	△1,544,389	49,860	△942,454

1株当たり当期純利益（円）	△84.15	2.15	△35.84
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産額（円）	28.72	62.88	38.28

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2021年7月20日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	28,791,600株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数（注）	28,163,000株	97.82%

（注）現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数には、本日付で別途公表する「第10回新株予約権（有償ストック・オプション）並びに第三者割当による第11回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、2021年8月30日付で取得及び消却する有償ストック・オプション（第10回新株予約権）22,270個（2,227,000株）及び第11回新株予約権の残存数129,680個（12,968,000株）を含んでおります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期
始値	380円	200円	181円
高値	431円	297円	259円
安値	165円	166円	81円
終値	195円	185円	156円

② 最近6ヶ月間の状況

	2021年2月	3月	4月	5月	6月	7月（※）
始値	150円	154円	119円	112円	106円	108円
高値	165円	175円	127円	114円	116円	115円
安値	142円	115円	110円	100円	103円	100円
終値	150円	118円	113円	106円	107円	101円

※2021年7月1日から7月20日までの状況となります。

③ 発行決議日前営業日株価

	2021年7月20日
始値	104 円
高値	105 円
安値	101 円
終値	101 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式及び第8回新株予約権

【新株式】

払込期日	2018年4月25日（水）
資金調達額	303,000,000円
発行価額	1株につき303円
募集時における発行済株式数	16,766,600株
当該募集による発行済株式数	1,000,000株
募集後における発行済株式数	17,766,600株
割当先	後方支援投資事業組合 1,000,000株
発行時における当初の資金使途	①IR関連事業におけるゲーミングマシンの開発・製造資金等：200百万円 ②IR関連事業における（仮称）ピクセルカジノプラットフォームの開発資金等：30百万円 ③フィンテック・IoT事業における（仮称）ピクセルマイニングプラットフォームの開発資金等：30百万円 ④フィンテック・IoT事業におけるブロックチェーン技術とスマートコントラクトを活用したシステム開発資金等：33百万円
発行時における支出予定時期	①IR関連事業におけるゲーミングマシンの開発・製造資金等：2018年4月～2018年9月（※） ②IR関連事業における（仮称）ピクセルカジノプラットフォームの開発資金等：2018年4月～2018年12月（※） ③フィンテック・IoT事業における（仮称）ピクセルマイニングプラットフォームの開発資金等：2018年4月～2018年12月（※） ④フィンテック・IoT事業におけるブロックチェーン技術とスマートコントラクトを活用したシステム開発資金等：2018年4月～2018年12月
現時点における充当状況（※）	①IR 関連事業におけるゲーミングマシンの開発・製造資金等：163 百万円（全額充当済） ②再生可能エネルギー事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：105 百万円（全額充当済） ③フィンテック・IoT事業におけるシステム開発等の人件費及び外注費等：25百万円（全額充当済）

（※）2019年1月22日付で公表した「資金使途の変更に関するお知らせ」及び2020年7月30日付で公表した「（訂正）「資金使途の変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」のとおり、資金使途及び支出予定時期を変更しており、全額充当済みとなっております。

【第8回新株予約権】

割当日	2018年4月25日（水）
発行新株予約権数	30,000個
発行価額	総額14,400,000円
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	923,400,000円
割当先	後方支援投資事業組合 30,000個
募集時における発行済株式数	16,766,600株
当該募集による潜在株式数	3,000,000株
行使価額	行使価額 303円
現時点における行使状況	行使済株式数：2,280,000株
現時点における調達した資金の額	705,240,000円
発行時における当初の資金使途	<p>①IR関連事業におけるゲーミングマシンの開発・製造資金等：150百万円</p> <p>②IR関連事業における（仮称）ピクセルカジノプラットフォームの開発資金及びプロモーション費用等：20百万円</p> <p>③フィンテック・IoT事業におけるASIC（マイニングマシン）の仕入資金：323百万円</p> <p>④フィンテック・IoT事業における（仮称）ピクセルマイニングプラットフォームの開発資金及びプロモーション費用等：20百万円</p> <p>⑤フィンテック・IoT事業におけるブロックチェーン技術とスマートコントラクトを活用したシステム開発資金等：10百万円</p> <p>⑥再生可能エネルギー事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：400百万円</p>
発行時における支出予定時期	<p>①IR関連事業におけるゲーミングマシンの開発・製造資金等：2018年4月～2019年2月（※）</p> <p>②IR関連事業における（仮称）ピクセルカジノプラットフォームの開発資金及びプロモーション費用等：2018年4月～2018年12月（※）</p> <p>③フィンテック・IoT事業におけるASIC（マイニングマシン）の仕入資金：2018年4月～2018年12月（※）</p> <p>④フィンテック・IoT事業における（仮称）ピクセルマイニングプラットフォームの開発資金及びプロモーション費用等：2018年4月～2018年12月（※）</p> <p>⑤フィンテック・IoT事業におけるブロックチェーン技術とスマートコントラクトを活用したシステム開発資金等：2018年4月～2018年12月（※）</p> <p>⑥再生可能エネルギー事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：2018年4月～2019年12月</p>
現時点における充当状況（※）	<p>①IR関連事業におけるゲーミングマシンの開発・製造資金等：275百万円充当予定のところ231百万円充当済（34百万円未充当）</p> <p>②IR関連事業における（仮称）ピクセルカジノプラットフォーム</p>

	<p>ムの開発資金及びプロモーション費用等：50百万円充当予定のところ0円充当（50百万円未充当）</p> <p>③フィンテック・IoT事業におけるブロックチェーンブロックチェーン技術とスマートコントラクトを活用したシステム開発資金等：66百万円充当予定のところ66百万円充当済（全額充当済）</p> <p>④フィンテック・IoT事業におけるシステム開発等における人件費及び外注費：160百万円充当予定のところ91百万円充当済（69百万円未充当）</p> <p>⑤再生可能エネルギー事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：275百万円充当予定のところ60百万円充当済（215百万円未充当）</p> <p>⑥運転資金：96百万円充当予定のところ96百万円充当済（全額充当済）</p>
--	---

(※) 2019年1月22日付で公表した「資金使途の変更に関するお知らせ」及び2020年7月30日付で公表した「(訂正)「資金使途の変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」のとおり、資金使途及び支出予定時期を変更しております。

② 第三者割当による新株式及び第9回新株予約権

【新株式】

払込期日	2019年3月4日（月）
資金調達額	190,000,000円
発行価額	1株につき190円
募集時における発行済株式数	20,486,600株
当該募集による発行済株式数	1,000,000株
募集後における発行済株式数	21,486,600株
割当先	後方支援投資事業組合 1,000,000株
発行時における当初の資金使途	①IR事業における当社子会社の設立費用：20百万円 ②IR事業における当社子会社への貸付（使途：ゲーミングマシンの保有）：170百万円
発行時における支出予定時期	①IR事業における当社子会社の設立費用：2019年3月～4月 ②IR事業における当社子会社への貸付（使途：ゲーミングマシンの保有）：2019年3月～6月
現時点における充当状況 (※)	①エンターテインメント事業における当社子会社への貸付け（使途：事業における仕入・製造等の運転資金）：101百万円充当予定のところ101百万円充当済（全額充当済） ②ディベロップメント事業における当社子会社への貸付け（使途：太陽光発電所に係る仕入資金の一部）：77百万円充当予定のところ77百万円充当済（全額充当済） ③運転資金：11百万円充当予定のところ11百万円充当済（全額充当済）

(※) 2020年4月27日付で公表した「資金使途の変更に関するお知らせ」及び2020年7月30日付で公表した「(訂正)「資金使途の変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」のとおり、資金使途及び支出予定時期を変更しており、全額充当済みとなっております。

【第9回新株予約権】

割当日	2019年3月4日（月）
発行新株予約権数	40,000個
発行価額	総額12,800,000円
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	763,500,000円
割当先	後方支援投資事業組合 40,000個
募集時における発行済株式数	20,486,600株
当該募集による潜在株式数	4,000,000株
行使価額	行使価額 190円
現時点における行使状況	行使済株式数：4,000,000株
現時点における調達した資金の額	772,800,000円
発行時における当初の資金用途	①IR 事業における当社子会社への貸付（用途：ゲーミングマシンの保有）：310 百万円 ②再生可能エネルギー事業における太陽光発電所にかかる仕入資金の一部：203百万円 ③e-sports事業におけるe-sports関連事業者への投融資：250百万円
発行時における支出予定時期	①IR事業における当社子会社への貸付（用途：ゲーミングマシンの保有）：2019年3月～2020年3月 ②再生可能エネルギー事業における太陽光発電所にかかる仕入資金の一部：2019年3月～2020年12月 ③e-sports事業におけるe-sports関連事業者への投融資：2019年3月～2020年3月
現時点における充当状況（※）	①エンターテインメント事業における当社子会社への貸付（仕入・製造等の運転資金）：49 百万円充当予定のところ 49 百万円充当済（全額充当済） ②ディベロップメント事業における当社子会社への貸付（太陽光発電所及びリゾート用地にかかる仕入資金の一部）：502 百万円充当予定のところ 502 百万円充当済（全額充当済） ③システムイノベーション事業におけるシステム開発等の人件費及び外注費等：50 百万円充当予定のところ 50 百万円充当済（全額充当済） ④協業予定先に対する貸付：105 百万円充当予定のところ 105 百万円充当済（全額充当済） ⑤協業先に対する貸付：11 百万円充当予定のところ 105 百万円充当済（全額充当済） ⑥運転資金：43 百万円充当予定のところ 105 百万円充当済（全額充当済）

（※）2020年4月27日付で公表した「資金用途の変更に関するお知らせ」及び2020年7月30日付で公表した「（訂正）「資金用途の変更に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」のとおり、資金用途及び支出予定時期を変更しており、全額充当済みとなっております。

③ 第三者割当による新株式及び第11回新株予約権

【新株式】

払込期日	2020年8月19日（水）
------	---------------

資金調達の額	357,000,000円
発行価額	1株につき170円
募集時における発行済株式数	25,486,600株
当該募集による発行済株式数	2,100,000株
募集後における発行済株式数	27,586,600株
割当先	株式会社TTLリゾート 2,100,000株
発行時における当初の資金使途	①グループ運転資金：200百万円 ②エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金：110百万円 ③ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：47百万円
発行時における支出予定時期	①グループ運転資金：2020年8月～2021年1月 ②エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金：2020年8月～2021年6月 ③ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：2020年8月～2022年6月
現時点における充当状況（※）	①グループ運転資金：114百万円充当予定のところ114百万円充当済（※資金使途の変更） ②エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金：48百万円充当予定のところ48百万円充当済（※資金使途の変更） ③ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：143百万円充当予定のところ143百万円充当済（※資金使途の変更） ④ディベロップメント事業におけるリゾート用地に係る仕入資金の一部：50百万円充当予定のところ50百万円充当済（※資金使途の変更）

（※）2021年7月21日付で別途公表する「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、資金使途及び支出予定時期を変更しており、全額充当済みとなっております。

【第11回新株予約権】

割当日	2020年8月19日（水）
発行新株予約権数	139,000個
発行価額	総額30,858,000円
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	2,374,883,000円
割当先	株式会社TTLリゾート 139,000個
募集時における発行済株式数	25,486,600株
当該募集による潜在株式数	13,900,000株
行使価額	行使価額 170円
現時点における行使状況	行使済株式数：932,000株
現時点における調達した資金の額	158,440,000円
発行時における当初の資金使途	①エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金：890百万円

	②ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：984百万円 ③ディベロップメント事業におけるリゾート用地の仕入資金の一部：500百万円
発行時における支出予定時期	①エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金：2020年8月～2022年7月 ②ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：2020年8月～2022年8月 ③ディベロップメント事業におけるリゾート用地の仕入資金の一部：2020年8月～2020年12月
現時点における充当状況（※）	①グループ運転資金：6百万円充当予定のところ6百万円充当済（※資金使途の変更） ②エンターテインメント事業におけるIRコンソーシアムへの投資及び組成準備資金：890百万円充当予定のところ28百万円充当済（862百万円未充当）（※資金使途の変更） ③ディベロップメント事業における太陽光発電所に係る仕入資金の一部：978百万円充当予定のところ51百万円充当済（927百万円未充当）（※資金使途の変更） ④ディベロップメント事業におけるリゾート用地の仕入資金の一部500百万円充当予定のところ102百万円充当済（398百万円未充当）（※資金使途の変更）

（※）2021年7月21日付で別途公表する「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、資金使途及び支出予定時期を変更しております。また同日付で別途公表する「第10回新株予約権（有償ストック・オプション）並びに第三者割当による第11回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」のとおり、第11回新株予約権の未行使残存個数については、取得及び消却いたしません。

以上

ピクセルカンパニーズ株式会社
第 12 回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 ピクセルカンパニーズ株式会社第 12 回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 17,895,840 円
3. 申込期日 2021 年 8 月 6 日
4. 割当日及び払込期日 2021 年 8 月 6 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により割り当てる。
株式会社 TK コーポレーション 129,680 個

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は 12,968,000 株とする（本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は 100 株とする。）。但し、本項第(2)号ないし第(4)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 129,680 個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1 個につき金 138 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初 91 円とする。但し、行使価額は第 10 項及び第 11 項に定めるところに従い修正又は調整される。
10. 行使価格の修正
 - (1) 本第 10 項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の 90%に相当する金額に修正される（端数が生じた場合、1 円未満の端数は切り上げる。）。更に、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合、当該通知は、直後の取引日に受領したものみなす。本発行要項において、「行使日」とは、第 16 項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。

る。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、行使日の属する週の前週の最終取引日をいう。

(2) 行使価額は、当初行使価額である決議日の直前取引日の終値の 50% に相当する額である 51 円（但し、第 11 項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下限行使価額を下回る場合、行使価額は下限行使価額（但し、第 11 項による調整を受ける。）に修正されるものとする。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由に該当する場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 3 位まで算出し、小数第 3 位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引

日目に始まる 30 取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 3 位まで算出し、その小数第 3 位を切り捨てるものとする。

③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2021 年 8 月 6 日（本新株予約権の払込完了以降）から 2023 年 8 月 5 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の割当日以降、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して、行使価額の 150%を上回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める取得日の 20 取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 138 円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、当社が、本取得請求権を行使できることとなった日（東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 20 取引日連続して行使価額の 150%を上回った場合の当該 20 取引日目の日）から 30 取引日の間に、上記通知又は公告を行わない場合、当社は当該取得請求権を喪失するものとする。

(2) 当社は、新株予約権者が第 21 項に基づく指図に従った本新株予約権の行使を行わない場合、当社取締役会が別途定める取得日の 10 取引日前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権 1 個につき金 138 円で、当該指図に従った行使を行わなかった本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

(3) 当社が本項に基づく取得請求権の一部を行使し又は喪失した後、再び本項に基づく取得請求権の行使条件が充たされた場合、当社は、新たに取得請求権を取得するものとし、当該取得請求権については本項の規定が同様に適用される。

(4) 本項に基づく取得請求権により本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他合理的方法により行うものとする。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限

度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 12 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第 17 項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第 19 項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

18. 行使請求受付場所

ピクセルカンパニーズ株式会社 管理本部

19. 払込取扱場所

株式会社三菱 UFJ 銀行 神田支店

20. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

21. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上